

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の終了（三件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）……………一
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の変更……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）……………一
- 建築基準法による道路位置の指定……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………二
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………（環境局総務部環境政策課）……………三
- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………（同）……………五
- 銃砲刀剣類所持等取締法による行政処分について
の公開の聴聞……………（東京消防庁）……………六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………六
- 平成三十年度危険物取扱者保安講習の実施……………（東京消防庁）……………七
- 平成三十年度下半期（島しょ地区）危険物取扱者
保安講習の実施……………（同）……………八

告示

月二十三日まで

●東京都告示第千九十九号
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都知事から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 三 測量の区域 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅島三宅村、御蔵島村、八丈島八丈町及び青ヶ島村青ヶ島各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年七月五日から平成三十年三月十五日まで

●東京都告示第千九十九号
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、世田谷区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 世田谷区
- 二 測量の種類 公共測量（数値地図（道路）データの修正（五〇〇レベル））
- 三 測量の区域 世田谷区区内
- 四 測量の期間 平成二十九年十月一日から平成三十年三月

●東京都告示第千九十二号
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、港区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 港区
- 二 測量の種類 公共測量（デジタル撮影、数値図化及び基準点復旧測量）
- 三 測量の区域 港区区内
- 四 測量の期間 平成二十七年四月一日から平成二十九年十二月十四日まで

●東京都告示第千九十三号
建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年八月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社 株式会社	構造計	新宿区新宿	新宿区新宿	平成三十年七月三十日
構築セ	算適合	一丁目八番	一丁目八番	月三十日
ンター	性判定	一号大橋御	一号大橋御	
の業務	苑駅ビル	六	苑駅ビル	六
を行う	階		階	

事務所の所在地

宮城県仙台市青葉区本町二丁目十番二十八号	宮城県仙台市青葉区本町二丁目十番二十八号
カメイ仙台グリーンシティ三階	カメイ仙台グリーンシティ三階
福島県郡山市中町十一番五号やまのいビル千三号室	福島県郡山市中町十一番五号やまのいビル千三号室
埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号和ビルデイ	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号和ビルデイ
千葉県船橋市葛飾町二丁目四百二番地三九庄ビル一階	千葉県船橋市葛飾町二丁目四百二番地三九庄ビル一階
神奈川県横浜	神奈川県横浜
浜市西区北幸二丁目三番十九号日	浜市西区北幸二丁目三番十九号日
総第8ビル	総第8ビル
八階	八階
長野県長野市南町千八十二番地	長野県長野市南町千八十二番地
KOYO南	KOYO南
県町ビル五	県町ビル五
愛知県名古屋市中区栄	愛知県名古屋市中区栄
四丁目十四番二号久屋パークビル	四丁目十四番二号久屋パークビル

七階	愛知県名古屋市中区栄
三重県四日市市浜田町十二番十八号アーク四日市ビル七階	三重県四日市市浜田町十二番十八号アーク四日市ビル七階
島根県松江市中原町六番地	島根県松江市中原町六番地
岡山県岡山市北区内山下一丁目三番十九号成	岡山県岡山市北区内山下一丁目三番十九号成
広島県広島市中区八丁堀十五番六号広島ちゅうぎんビル七百四一二号室	広島県広島市中区八丁堀十五番六号広島ちゅうぎんビル七百四一二号室
香川県高松市亀井町二番地一朝夕生命高松ビル五階	香川県高松市亀井町二番地一朝夕生命高松ビル五階
愛媛県松山市三番町七丁目十三番十三号ミツネビルデイ	愛媛県松山市三番町七丁目十三番十三号ミツネビルデイ
福岡県福岡市博多区御供所町一番	福岡県福岡市博多区御供所町一番
園ビル三階	園ビル三階
佐賀県佐賀市駅前中央	佐賀県佐賀市駅前中央

一丁目九番三十八号S ONIC佐賀駅前ビル七百四号室長崎県長崎市万才町三番四号長崎ビル八階
 鹿児島県鹿児島市西千石町十一番二十一号鹿児島MSビル二階B号
 鹿児島県鹿児島市西千石町十一番二十一号鹿児島MSビル二階B号
 沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号
 沖縄県建設会館四階

●東京都告示第千九百九十四号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成三十年八月二十七日
 東京都多摩建築指導事務所長
 金子博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十年八月三日	羽村市羽中二丁目二千七百二番十一及び同番十二の一部
		延長 二三・八三 幅員 四・五〇

●東京都告示第千九百九十五号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づき、(仮称)西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年八月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

新宿区 西新宿一丁目、西新宿二丁目、西新宿三丁目、西新宿四丁目、西新宿五丁目及び西新宿六丁目の区域

渋谷区

代々木一丁目、代々木二丁目、代々木三丁目、代々木四丁目、代々木五丁目、代々木神園町、初台一丁目、初台二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町六丁目、西原一丁目及び西原三丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

西新宿三丁目西地区市街地再開発準備組合

理事長 八木 秀夫

新宿区西新宿三丁目十一番十六号

三 対象事業の名称及び種類

(仮称)西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業
住宅団地の新設及び高層建築物の新築

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、新宿区西新宿三丁目内の計画地約四・八ヘクタール内に、住居、業務、商業等の機能を含む高層建築物等を建設する計画である。
なお、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

平成三十年八月二十七日から同年九月二十五日まで。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

新宿区環境清掃部環境対策課

新宿区歌舞伎町一丁目四番一号

渋谷区環境政策部環境政策課

渋谷区宇田川町五番二号

東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

都民の意見書の提出

七

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成三十年十月十日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三―八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

別記(原文のままで記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺地域の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 1(1)～(3)に示すとおりである。

表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>(1) 工事の施行中 建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間 98%値)は 0.05120～0.05133ppm であり、評価の指標(1時間値の1日平均値が 0.044ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する建設機械の稼働による寄与率は 28.2～35.1% である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の 2%除外値)は 0.06448～0.06688mg/m³ であり、評価の指標(1時間値の1日平均値が 0.10mg/m³ 以下)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する建設機械の稼働による寄与率は 6.7～10.1% である。 工事の実施にあたっては、「建設機械は最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努める」、「建設機械のアクリルノズルノズルを作業員に周知徹底する」等の環境保全のための措置を実施し、影響の低減に努める。</p> <p>② 工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間 98%値)は 0.04263～0.04339ppm であり、すべての地点で評価の指標(1時間値の1日平均値が 0.044ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する工事用車両による寄与率は 0.01%未滿～1.77% である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の 2%除外値)は 0.06035～0.06052mg/m³ であり、すべての地点で評価の指標(1時間値の1日平均値が 0.10mg/m³ 以下)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する工事用車両による寄与率は 0.01%未滿～0.04% である。</p> <p>(2) 工事の完了後 ① 地下駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間 98%値)は 0.042981ppm であり、評価の指標(1時間値の1日平均値が 0.044ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する駐車場利用車両の走行による寄与率は 0.1%未滿である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の 2%除外値)は 0.062430mg/m³ であり、評価の指標(1時間値の1日平均値が 0.10mg/m³ 以下)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する駐車場利用車両の走行による寄与率は 0.1%未滿である。</p> <p>② 熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間 98%値)は 0.043330ppm であり、評価の指標(1時間値の1日平均値が 0.044ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する熱源施設の供用に伴う寄与率は 1.2% である。</p> <p>③ 関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間 98%値)は 0.04130～0.04353ppm であり、すべての地点で評価の指標(1時間値の1日平均値が 0.044ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する関連車両による寄与率は 0.01%未滿～0.14% である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の 2%除外値)は 0.06028～0.06042 mg/m³ であり、すべての地点で評価の指標(1時間値の1日平均値が 0.10mg/m³ 以下)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する関連車両による寄与率は 0.01%未滿である。</p>

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>(1) 工事の施行中 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動 敷地境界における建設機械からの騒音レベル(L_{eq})の最大値は 69dB であり、評価の指標(80dB)を下回る。 敷地境界における建設機械からの振動レベル(L_v)の最大値は 63～64dB であり、評価の指標(70dB)を下回る。</p> <p>② 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動 工事の施行中の道路交通騒音レベル(L_{eq})は 67～75dB、工事用車両の走行に伴う増加レベルは 0～1dB であり、No.1 及び No.10 以外の地点において評価の指標(70dB)を下回る。 No.1 及び No.10 では、工事の施行中の道路交通騒音レベル(L_{eq})が評価の指標(70dB)を上回るが、現況交通量による道路交通騒音レベルが既に評価の指標を上回っており、工事用車両の走行に伴う騒音の増加レベルは 0～1dB 未滿である。工事の施行中の道路交通振動レベル(L_v)は昼間 47～55dB、夜間 40～54dB であり、すべての地点において評価の指標(昼間 60dB または 65dB、夜間 55dB または 60dB)を下回る。工事用車両の走行に伴う振動の増加レベルは昼間 0～2dB、夜間 0～1dB である。</p>
3. 日影	<p>(1) 工事の完了後 ① 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 主要な地点における計画建築物による冬至日の日影時間の変化は、約 1 時間 40 分減から約 2 時間増と予測した。 また、計画建築物(南棟、北棟、別棟 1 及び別棟 2)による等時間日影は、計画建築物を敷地境界からセッパシクした配置とする等の措置を施すことにより、冬至日に 2.5 時間以上の日影が生じる範囲は、いずれも「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」の日影規制の基準を満足している。 したがって、本事業に係る冬至日における 2.5 時間以上の日影の生じる範囲は、評価の指標(東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例)に定める日影規制等に適合するものと考えられる。</p>
4. 電波障害	<p>(1) 工事の完了後 ① 計画建築物等の設置による遮へい障害(地上デジタル放送、衛星放送)及び放射障害(地上デジタル放送) 地上デジタル放送については、遮へい障害は広域局が計画地の西南西側～約 180m、県域局が計画地の西南西側～約 800m の範囲に発生すると予測する。また、放射障害は広域局が計画地の西南西側～約 1,030m、県域局が計画地の西南西側～約 1,590m の範囲に発生すると予測する。 衛星放送については、遮へい障害が計画地の北東～北北東側～最大距離約 250m の範囲において発生すると予測する。 本事業においては、工事の施行中及び工事の完了後ともに計画建築物に起因する地上デジタル放送の電波障害が発生した場合には、適切な方法を検討し、対策を講じることにより、計画建築物によるテレビ電波の受信障害は解消されるものと考えられる。 したがって、本事業に係る電波障害については、評価の指標(テレビ電波の受信障害を起さないこと)に適合するものと考えられる。</p>

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5. 風環境	<p>(1) 工事の完了後</p> <p>① 計画建築物等の設置に伴う計画地周辺の平均風向、平均風速、最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲の変化の程度</p> <p>現状における風環境は概ねランク1(住宅地の商店街、野外レクリエーション等)及びランク2(住宅街、公園)であるが、南北に走る山手通りや十二社通りにはランク3(事務所街)が9地点、ランク外が6地点みられた。</p> <p>計画建築物建設後における風環境は、防風植栽、大屋根や低層建築物上の防風壁の設置等の対策を施すことにより、計画地及び周辺に風環境の変化は生じらぬもの、概ねランク1～ランク2の風環境を維持することかでき、現状でランク3以上の地点においては、現状のランクを悪化させることはないものと予測する。</p> <p>したがって、適切な防風対策を行うことにより、本事業に係る風環境については、評価の指標(計画地及び周辺の風環境)に著しい影響を与えないこと)に適合するものと考えらる。</p>
6. 景観	<p>(1) 工事の完了後</p> <p>① 主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度</p> <p>計画地及び周辺地域の主な景観構成要素は、計画地の北側の新宿中央公園を除くと、住宅、オフィスビル、学校、文化施設等の低～高層建築物や首都高速道路の高架等の人工的な要素が中心となっている。</p> <p>また、計画地の北東側には新宿パークタワー(高さ約235m)、南西側にはNTT東日本新宿本社ビル(高さ約127m)や東京オペラシティタワー(高さ約234m)等の超高層建築物が複数存在する。</p> <p>本事業の実施に伴い、計画地内の建築物は、高さ約235mの2棟の超高層建築物に置き換わり、周辺地域の超高層エリアから周辺市街地へと連続するような景観が形成され、さらに道路の拡幅整備等を行うことから、快適な歩行者空間と超高層ビル群や周辺市街地と調和したまちなみが形成されるものと考えらる。</p> <p>したがって、計画建築物の出現による主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度は、評価の指標(新宿駅周辺地区の甲州街道沿道エリアにおける景観形成の方針、並びに超高層ビルの景観形成ガイドライン、幹線道路沿道の景観形成ガイドライン)に適合するものと考えらる。</p>

② 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

計画地周辺の代表的な眺望地点からの眺望は、高さ約235mの2棟の超高層棟が新たに出現するが、計画建築物は、周辺の超高層建築物と同程度の高さであり、周辺地域と連続性を保った都市景観が形成されるものと考えらる。

したがって、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は、評価の指標(新宿区景観形成ガイドライン)(平成27年3月改定版、新宿区)に示す「新宿駅周辺地区の甲州街道沿道エリアにおける景観形成の方針、並びに超高層ビルの景観形成ガイドライン、幹線道路沿道の景観形成ガイドライン)に適合するものと考えらる。

③ 圧迫感の変化の程度

現状における形態率は29.4～69.7%、工事の完了後における形態率は33.0～70.2%であり、変化量は-8.9～-3.6ポイントと予測する。

本事業においては、計画建築物の壁面を後退させて圧迫感を軽減させる等の措置を実施して影響の低減に努めることにより、計画地内の建築物による形態率の変化量は-9.1～-0.7ポイントと予測する。

したがって、計画建築物による圧迫感の変化の程度は、評価の指標(現状の形態率を著しく悪化させないこと)に適合するものと考えらる。

●東京都告示第千九百九十六号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十条第一項の規定に基づき、北清掃工場建替事業について、環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)の提出があったので、条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年八月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京二十三区清掃一部事務組合
管理者 西川 太一郎

二 対象事業の名称及び種類

千代田区飯田橋三丁目五番一号
北清掃工場建替事業

三 対象事業の内容の概略

本事業は、北区志茂一丁目に位置する既存の北清掃工場の建替えを行うものである。

四 周知地域の範囲

北区 志茂一丁目、志茂二丁目、志茂三丁目、志茂四丁目、志茂五丁目、神谷一丁目、神谷二丁目、神谷三丁目、岩淵町、赤羽一丁目、赤羽二丁目、赤羽三丁目、赤羽南一丁目、赤羽南二丁目、赤羽西一丁目、赤羽西二丁目、赤羽西三丁目、赤羽西四丁目、赤羽台一丁目、赤羽台二丁目、赤羽台三丁目、赤羽台四丁目、東十条一丁目、東十条二丁目、東十条三丁目、東十条四丁目、東十条五丁目、東十条六丁目、東十条七丁目、東十条八丁目、東十条九丁目、東十条十丁目、中十条一丁目、中十条二丁目、中十条三丁目、中十条四丁目、

十条仲原二丁目、十条仲原三丁目、十条仲原四丁目、王子四丁目、王子五丁目、王子六丁目、豊島七丁目及び豊島八丁目の区域
 足立区 新田一丁目、新田二丁目、新田三丁目、鹿浜一丁目及び鹿浜二丁目の区域

五 調査、予測及び評価の項目
 事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧
 (一) 期間
 平成三十年八月二十七日から同年九月五日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間
 午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所
 ア 北区生活環境部環境課
 北区王子本町一丁目二番十一号
 イ 足立区環境部生活環境保全課
 足立区中央本町一丁目十七番一号
 ウ 東京都環境局総務部環境政策課
 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課
 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法
 持参又は郵送

(二) 記載事項
 ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)
 イ 対象事業の名称
 ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限
 平成三十年九月十八日

(四) 提出先
 東京都環境局総務部環境政策課
 郵便番号一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第294号
 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第11条第1項の規定による行政処分について、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項及び法第12条第3項の規定に基づき公開による聴聞を次により行う。
 平成30年8月27日

東京都公安委員会
 委員長 渡 邊 佳 英 記
 1 日時
 平成30年9月4日(火曜日) 午前9時30分開始

2 場所
 千代田区霞が関二丁目1番1号
 警視庁本部内 東京都公安委員会聴聞会場
 3 被聴聞者の住所及び氏名
 区三区西三丁目3番1-602号
 澤田 卓

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。
 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年八月二十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。
 平成三十年八月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 サンスクエア
 二 店舗所在地 北区王子一丁目四番一号
 三 設置者名 日本製紙総合開発株式会社
 四 設置者住所 北区王子一丁目四番一号

<p>五 変更前の設置者の代表者名 赤津 隆一</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 山本 哲哉</p> <p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社東武ストアほか五名</p> <p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社東武ストアほか五名</p> <p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社東武ストアほか一名</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 丹羽 茂美(株式会社東武ストア)ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 玉置 富貴雄(株式会社東武ストア)ほか</p> <p>十二 変更日 平成三十年六月十九日ほか</p> <p>十三 届出日 平成三十年七月十一日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 平成三十年八月二十七日から同年十二月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>一 店舗名 アクロスモール八王子みなみ野</p> <p>二 店舗所在地 八王子市みなみ野一丁目二番一号</p> <p>三 設置者名 三菱UFJリース株式会社</p> <p>四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目五番一号</p>	<p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社三日月百子ほか十三名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社三日月百子ほか十二名</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社三日月百子ほか三名</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名 牧 史博(株式会社三日月百子)ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 物河 昭(株式会社三日月百子)ほか</p> <p>十 変更日 平成三十年六月二十五日ほか</p> <p>十一 届出日 平成三十年八月三日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 平成三十年八月二十七日から同年十二月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>平成30年度危険物取扱者保安講習の実施について 消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。 平成30年8月27日 東京都知事 小 池 百合子 一 講習区分及び受講対象者</p>	<p>(1) 講習区分 全区分</p> <p>(2) 受講対象者 危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者</p> <p>2 講習の実施日時及び実施場所</p> <p>(1) 実施日時 平成30年10月24日(水曜日) 午後1時から午後5時まで</p> <p>(2) 実施場所 東京消防庁八王子消防署 八王子市上野町33番地</p> <p>3 受講申請の受付期間、受付時間及び受付場所</p> <p>(1) 受付期間 平成30年9月3日(月曜日)から同年10月17日(水曜日)まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)に定める休日を除く。) なお、講習の受講申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。</p> <p>(2) 受付時間 午前9時から午後4時30分まで</p> <p>(3) 受付場所 都内(稲城市及び島しょ地域を除く。)の各消防署、消防分署及び消防出張所</p> <p>4 問合せ先 (1) 都内(稲城市及び島しょ地域を除く。)の各消防署、消防分署及び消防出張所</p>
---	---	---

<p>(2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）</p> <p>5 その他</p> <p>受講申請書は、各受付場所にて配布する。</p>	<p>平成30年11月3日（土曜日）午後1時から午後5時まで</p> <p>イ 実施場所 小笠原支庁母島出張所会議室 小笠原村母島字元地</p>	
<p>平成30年度下半期（島しょ地区）危険物取扱者保安講習の実施について</p> <p>消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。</p> <p>平成30年8月27日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>3 受講申請の受付日時及び受付場所</p> <p>(1) 小笠原村父島</p> <p>ア 受付日時 平成30年11月2日（金曜日）午前8時30分から午前9時まで</p> <p>イ 受付場所 小笠原支庁会議室 小笠原村父島字西町</p>	
<p>1 講習区分及び受講対象者</p> <p>(1) 講習区分 全区分</p> <p>(2) 受講対象者 危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者</p>	<p>イ 受付日時 平成30年11月3日（土曜日）午後0時30分から午後1時まで</p> <p>イ 受付場所 小笠原支庁母島出張所会議室 小笠原村母島字元地</p>	
<p>2 講習の実施日時及び実施場所</p> <p>(1) 小笠原村父島</p> <p>ア 実施日時 平成30年11月2日（金曜日）午前9時から午後1時まで</p> <p>イ 実施場所 小笠原支庁会議室 小笠原村父島字西町</p>	<p>4 問合せ先 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）</p>	
<p>(2) 小笠原村母島</p> <p>ア 実施日時</p>		

発行 東京都 本号 三〇円
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號 一箇月 六、六〇〇円
 郵便番号 163-8001 (郵送料を含む)
 印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七號 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

